

(2) 知的障害者

イ 配慮している事項

知的障害者を雇用する事業所の 88.4 %が雇用上の配慮を行っている。現在配慮していることとして「工程の単純化等職務内容の配慮」が 65.8 %と最も高く、次いで「業務遂行を指導、援助する者の配置」が 50.6 %と高くなっており、身体障害者と比較するとこの項目の割合は大きく上回っている。今後取組む必要がある事項では、「工程の単純化等職務内容の配慮」が 34.9%、「業務遂行を指導、援助する者の配置」が 32.4 %となっている。相談・研修体制の整備については、今後必要とする配慮の割合が上回っており、職業生活面を支える体制整備を必要と考える割合が高くなっている。

図 4-9 知的障害者の雇用上の配慮（複数回答）

(%)

現在配慮している事項				今後取り組む組む必要がある事項		
60	40	20		20	40	60
		16.4	職場での移動や作業を容易にする施設・設備・機器の改善	19.1		
		8.7	フレックスタイム制の導入等労働時間の弾力化	5.1		
		2.2	通勤に配慮した住宅の確保	1.2		
		13.5	送迎バス、専用駐車場の確保等通勤手段への配慮	8.3		
65.8			工程の単純化等職務内容の配慮			34.9
		5.3	手話通訳の配置等コミュニケーション手段への配慮	6.8		
50.6			業務遂行を指導、援助する者の配置			32.4
		17.8	職業生活に関する相談員の配置・委嘱	16.7		
		8.3	職業以外を含めた生活全般に関する相談員の配置・委嘱	19.1		
		4.6	研修・教育訓練の実施等能力開発への配慮	19.8		
		11.8	休養の確保、カウンセリングの実施等健康管理面の配慮	17.4		
		3.6	その他	2.7		

(「配慮している」とする事業所＝100)